

平成13年度弁理士試験論文式筆記試験問題

〔商 標 法 〕

問題 商標登録出願の願書に記載した「指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標」についての補正を、その制度趣旨及び実体的要件（許容限度）という観点から説明せよ。

ただし、解答に際してマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

【50点】

問題 イタリアの法人である甲は、当該国において商品「オートバイ」について「K I N G」の登録商標を有し、その商標を使用した結果、イタリア国内でよく知られた商標となっている。

乙は、甲の日本総代理店として、甲から当該商標が付された「オートバイ」を輸入し販売していたところ、我が国で指定商品「自転車」について「キング」の登録商標を有する丙から、商品の販売の中止を求める警告書が送付された（甲と丙の間には、過去・現在において何の関係もない。）。

この場合における、乙のとりうる措置について説明せよ。

なお、甲も乙も我が国において商標「K I N G」について登録商標を有しないものとし、また、商品「オートバイ」と「自転車」は互いに類似するものとする。

ただし、解答に際してマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

【50点】

【商標法：論点】

問題

「指定商品・役務又は商標登録を受けようとする商標」の補正を認める必要性和その際に課せられる実体的要件について、「指定商品・役務又は商標登録を受けようとする商標」の有する法的意義及び先願主義等との関係からの説明を求め

- (1) 指定商品・役務又は商標登録を受けようとする商標が有する法的意義
- (2) 指定商品・役務又は商標登録を受けようとする商標についての補正の必要性和許容限度
- (3) 商標法第 16 条の 2 第 1 項の「要旨変更」の具体的な解釈

問題

外国周知商標の我が国における使用者が、商品の販売の中止の警告を受けた場合の対応策を問う。

- (1) 商標の類否と商標権の効力
- (2) 先使用权
- (3) 登録異議の申立てと商標登録の無効の審判
- (4) 不使用による商標登録の取消審判
- (5) 商標権の譲渡、分離移転